和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱取扱要領

第１　趣旨

　　この要領は、和歌山県空き家流動化対策事業補助金の適正かつ円滑な交付を図るため、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及び和歌山県空き家流動化対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

第２　適正執行

　　振興局長は、補助金の交付にあたり、適正な執行管理を行うものとする。

第３　補助金の配分

　　振興局への補助金の配分は、当該振興局への実情を勘案の上、企画部長が決定するものとする。

第４　交付申請書

　（１）補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、交付申請書の受付は終了する。

（２）交付申請書の受付は、補助対象者が家財撤去等を行う空き家の所在する市町村が行うこととし、当該市町村を管轄する振興局地域振興部企画産業課に進達するものとする。